

2013年4月20日

## 秘密保全法の危険な本質とその狙い

市民オンブズマン福井 代表幹事  
吉川健司

### 1 秘密保全法に関する情勢

2011/8/1～2012/10 ころ 関係各省庁（内閣官房副長官補，警察庁警備局警備企画課，公安調査庁総務部総務課審理室，法務省刑事局公安課，外務省大臣官房総務課，海上保安庁，防衛省防衛政策局調査課，経済産業省大臣官房情報システム厚生課，経済産業省経済産業政策局知的財産政策室）との法令協議（法律案作成の前に法律が施行された場合に関係する省庁に法律案の内容に問題がないか問合せをすること）が実施される【資料1 参考 URL <http://www.jkcc.gr.jp/> 「秘密保全法に反対します」の法令協議のやり取り（抜粋）】

2011/8/8 「秘密保全のための法制の在り方について（報告書）」（＝有識者会議報告）提出（全 54 頁）。現時点で法案は公表されていないため，有識者会議報告が唯一の手がかり。首相官邸HPからダウンロード可能。以下「○」は有識者会議報告からの引用。資料2＝「秘密保全のための法制の在り方について（報告書）の骨子」

2011/9/15～2012/5/7 内閣情報調査室が，27 回にわたって，内閣法制局に資料を持ち込み，条文案作成作業を進める【資料3 参考 URL 「秘密保全法に反対します」の「秘密保全法制 法制局持込み資料（抜粋）」】

2013/3/29 国家安全保障会議（日本版NSC）創設に向けた有識者会議において，磯崎陽輔首相補佐官が「法律を制定する方向で検討している」と説明。

2013/3/31 秘密保全法案を秋の臨時国会に提出する方針との報道（毎日）

2013/4/16 安倍首相が衆議院予算委員会で秘密保全法案を早期に国会提出する旨を明言

### 2 「特別秘密」とは何か

#### （1）曖昧で無限定な「特別秘密」

a 「特に秘匿を要する」

b 「その漏洩により国の重大な利益を害するおそれがある」

- ①国の安全（＝軍事，防衛等）
- ②外交（＝国際紛争，政治・経済，産業，金融，保健・衛生，環境問題等）
- ③公共の安全及び秩序の維持に関する情報（＝警察，警備公安，原発，水・食料，衛生，交通・建造物，災害，事故等）
- 「具体的事項を別表等で列挙，指定行為で更に限定・明確化する」
- 別表で列挙することは限定にならない

\*「防衛秘密」（自衛隊法 96 条の 2 別表 4）

- ①自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- ②防衛に関し収集した電波情報，図画情報その他の重要な情報
- ③前号に掲げる情報の収集整理又はその能力
- ④防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- ⑤武器・弾薬・航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む）の種類又は数量
- ⑥防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- ⑦防衛の用に供する暗号
- ⑧武器，弾薬，航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様，性能又は使用方法
- ⑨武器，弾薬，航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作，検査，修理又は試験の方法
- ⑩防衛の用に供する施設的设计，性能又は内部の用途

\*外交問題

- ①TPP（環太平洋パートナーシップ協定）の場合想定されるものー工業，農業，医療，投資，金融，サービス貿易，労働，知的所有権，公共事業等  
（既に，政府間の秘密裏の交渉文書は協定発効後 4 年間秘匿との合意発覚）
- ②安保条約や沖縄返還に関する外交交渉  
沖縄返還に伴う費用負担の密約  
米軍による核兵器の国内持ち込みを容認する密約  
海外出動に対する事前協議や裁判権を放棄する密約など

(2) 誰が「特別秘密」を指定するのか

- 「特別秘密」を作成・取得する行政機関（実際には実務を担当する官僚）
- 第三者がチェックする仕組みがない

(3) どこに「特別秘密」があるのか

- 国，地方自治体，独立行政法人，大学，民間会社，研究所等

例：宇宙航空開発研究機構（JAXA）等【資料 4 独立行政法人一覧】

- 極めて広範な人々が「特別秘密」を取り扱うことになり，学問の自由が侵害されるおそれ大

(4) 広範な情報が隠されるおそれ

- 「特別秘密は情報公開法の下で開示されるべき情報ではない」「同法により具体化されている国民の知る権利を害するものではない」
- 政府にとって都合が悪い、明らかにしたくない様々な情報（例：原発事故に関する情報）が、行政機関により秘密と指定され、国民の目から隠される危険性が大
- 例：沖縄返還に関する密約，イラクに派兵された自衛隊の活動に関する情報，自衛隊情報保全隊が収集した情報，警備公安警察のテロ活動の捜査記録，等

### 3 罪刑法定主義（憲法31条）違反の罰則

#### (1) 漏えい行為を処罰

- 故意であれ、過失であれ、「特別秘密」漏えいの結果は同じだから、重い注意義務を課すべきである＝過失犯も処罰対象
- 故意の漏えい行為については未遂も処罰
- 「取扱業務者」（業務で秘密とされた情報を取り扱う者）、「業務知得者」（仕事の上で秘密とされた情報を知らされた者）に秘密保持義務を負わせる
- 「特別秘密」の範囲が曖昧・無限定であることと相まって、認識のないまま秘密を漏えいしたことにされるおそれがある
- 例：データ消し忘れ。「特別秘密」との認識がないまま、記者の取材に応じる、文書・メール等に記載する。等
- 些細なことを外部に伝えることまで萎縮させる抑止力になる

#### (2) 特定取得行為（秘密探知行為）を処罰

- ①財物の窃取，不正アクセス又は管理場所への侵入など，管理を害する行為を手段として，「特別秘密」を直接取得する
- ②欺罔により適法な伝達と誤信させ，あるいは暴行・脅迫により反抗を抑圧して，取扱業務者等から「特別秘密」を取得する
- 「特定取得行為は，犯罪行為や犯罪に至らないまでも社会通念上是認できない行為を手段とするもの」
- 例：横須賀基地クリーニング店事件（横浜地判 S32/2/11 刑事特別法違反で懲役8月執行猶予付。商売上の都合から，米兵に飲食させて米艦船の入港予定日時を聞き出した行為が「不当な方法」とされた。）
- 特定取得行為の未遂も処罰
- 正当な取材活動は処罰対象とならない・取材の自由を害するものではない
- 戦前の間諜罪（機密を探知する行為を処罰するもの）を復活させるものであり，憲法9条とも相容れない
- 取材活動，オンブズ活動が犯罪とされるおそれ

例：沖縄返還密約を取材した西山記者事件

(3) 共謀・教唆・煽動を独立した犯罪として処罰

○2人以上の個人が同じ意思をもてば「共謀」

→内心を処罰することとほとんど変わらない

例：共謀罪

○教唆，煽動された相手はその気にならなくても処罰される

→表現行為を処罰することとほとんど変わらない

(4) 重罰化

○処罰の対象が拡大され，最長で懲役10年

→国家公務員法，地方公務員法の懲役1年，自衛隊法の懲役5年を遙かに上回る重罰化【資料5 現行の秘密保護法制】

(5) 弾圧に悪用される危険

○未遂，共謀については，自首した場合，必ず減刑あるいは免除

→密告の奨励，「おとり捜査」誘発の危険

(6) 裁判を受ける権利の侵害

●公開された有識者会議報告書には刑事裁判への言及なし

→報告書案の段階では，「外形立証」(①秘密の指定基準が定められている，

②当該秘密が国家機関内部の適正な運用基準に則って指定されている，③当該秘密の種類，性質，秘密の扱いをする理由等を立証する方法)の提案があったが削除された【資料6 東京新聞2012/8/28】

→「特別秘密」に該当するのかどうかを公開の法廷で明らかにすれば，「特別秘密」に該当しなくなるため秘密裁判が必要となるが，一方で裁判の公開原則(憲法37条1項)がある，という矛盾を解決できなかった？

→弁護人の活動も制限されるおそれ

例：治安維持法違反の被告人を弁護することが治安維持法違反とされた

(7) 罪刑法定主義違反により，市民の権利と自由が抑圧，弾圧される危険

○「処罰範囲を必要最小限に抑える」「漏えい行為の処罰を業務者に限定」

→処罰が限定され，必要最小限となる保障が何もなく，お題目だけ

#### 4 適性評価制度(セキュリティクリアランス)

(1) 調査対象者

○取扱業務者，業務知得者

→公務員，大学の研究者，民間企業・研究所の研究者・労働者等も対象

(2) 調査実施者

○公務員の行政機関の長，警視總監・都道府県警察本部長，独立行政法人の主務大臣，民間に事業を委託した行政機関の長

(3) 調査事項

- 人定事項 (住所, 国籍, 本籍, 親族等), 学歴, 職歴
- 我が国の利益を害する活動への関与 (暴力的な政府転覆活動, 外国情報機関による情報収集活動, テロリズム等)
- 外国への渡航歴, 犯罪歴, 懲戒処分歴, 信用状態, 薬物・アルコールの影響, 精神の問題に関する通院歴, 秘密情報の取り扱いに関わる非違歴等
- 配偶者, 上司など身近にあつて対象者の行動に影響を与えうる者も調査対象 (調査対象者の同意を得ずに行うことを予定)
- 医療機関, 金融機関, 所属団体等, 第三者に対する「反面調査」も予定  
→秘密調査, かつ, 重大なプライバシー侵害が合法的になされる

(4) 評価基準

- 公開すれば, 「特別秘密」を漏えいする可能性のある者に裏をかかれるので, 非公開とする  
→恣意的な評価がなされ, 人事評価に影響しても, 是正手段がない

(5) **職場に思想信条差別とプライバシー侵害が持ち込まれる**

- 対象者の同意を得て調査する  
→調査に同意するかどうか踏み絵になる  
→執拗な調査によるプライバシー侵害, 思想信条による差別や排除, 職場の同僚に対する疑心暗鬼, 著しい萎縮効果  
→センシティブな個人情報の目的外使用の危険  
例: 防衛庁への情報公開請求者のリスト問題

(6) 既に始まっている思想調査

2009 年から「秘密取扱者適格性確認制度」が実施【資料 7, 8 毎日新聞 2012/4/11, 赤旗 2013/3/15】

帰化の有無, 配偶者の国籍・勤務先・職務内容・帰化の有無, 親族・同居人の国籍・勤務先・住所, 交友関係・外国人交友者の名前・住所・職業・勤務先・関係・交際程度, 負債金額と借入目的・返済月額・完済予定日, 所属団体 (クラブ, 連盟, 運動, 宗教, 趣味等) の所在地・目的・所属期間, 刑事処分の有無, アルコール・薬物濫用・精神面を原因とする治療またはカウンセリングの有無, 等を, 上司が, 本人の了解なしに, 身上明細書に記入している

5 民主主義・国民主権の危機

情報が公開されない場合, 政府の情報操作が容易になる

例: ブッシュ政権による大量破壊兵器を理由としたイラク侵攻, 日本における北朝鮮・中国脅威論

主権者に対する情報公開と自由な議論があつて、民主主義・国民主権が実質的に機能する

例：アジア太平洋戦争， 94年朝鮮半島核危機， 原発安全神話， 等

## 6 秘密保全法は国民にとって必要か

### (1) 有識者会議報告が掲げる秘密保全法の必要性

①外国情報機関等による秘密漏えい事件， 秘密情報がネット上に流出し， 極めて短時間に世界規模に広がる【資料9 主要な秘密漏えい事件（有識者会議「報告書」より）】

②我が国の利益を守り， 国民の安全を確保する

③政府部内や外国との情報共有の促進

④政府の情報保全体制への信頼確保

⑤現行の秘密保護法制では， 保全すべき秘密の範囲が狭く， 抑止力が不十分  
→①の事件の内， ポガチェンコフ事件は， 2001年11月の自衛隊法「改正」（防衛秘密保護制度の導入）の根拠とされた使い古された事件。起訴されて有罪とされた事件は2件のみ。既に最高刑が懲役10年の法律があるにもかかわらず， ほとんどが不起訴， 起訴猶予で終わっており， 新たに重罰化しなければならない必要性は皆無。

→②「国益」についての一致した見解がない， 国民の安全をどのように確保するかについて議論がある以上， 特定の立場からの理由でしかない

→③米国との情報共有促進， そのための政府の情報機能強化は， 日米同盟強化， 憲法9条改悪につながるもの

→④政府による情報漏えい【資料10 主要な秘密漏えい事件（秘密保全のシステムに関する有識者会議の配付資料より）】の原因は， 公務員の初歩的ミス， モラル違反が原因であり， 秘密保全法があれば防止できる， なければ防止できないというものではない

→⑤抑止力が不十分であるため発生したといえる秘密漏えい事件は皆無

### (2) 国民の利益に反する秘密保護

戦後の歴代政府による違法な情報隠蔽工作の数々

例：在日米軍の出撃に関する密約， 核兵器持込に関する密約， 沖縄返還に伴う費用負担に関する密約， 在日米軍兵士の刑事裁判に関する密約， 原発に関する情報隠し， 等

→秘密保全法は， 政府の違法行為を隠蔽し， 国民が政府の違法行為を監視することを困難にする役割しか果たさない

## 7 秘密保全法の本当のねらい

(1) 軍事情報保護のためにアメリカが求める秘密保全

- ① 1997年：新ガイドライン，2000年10月：アーミテージ報告→2001年11月：テロ特措法と防衛秘密保護の自衛隊法「改正」
  - ② 2005年10月：日米同盟「未来のための変革と再編」，2010年12月：新防衛計画大綱→動的防衛力，武器輸出三原則見直し，PKO5原則見直し，海外での武力行使→我が国の安全保障の基本方針＝政府横断的な情報保全体制の強化
  - ③ 2007年8月「軍事情報保護のための秘密保持の措置に関する日米政府協定」(GSOMIA)＝適性評価制度(セキュリティクリアランス)創設を日本政府，日本政府との契約企業に義務づけ
  - ④ 2011年6月：日米安全保障委員会(2+2)「情報保全のための法的枠組みの強化に関する日本政府の努力を歓迎し，そのような努力が情報共有の向上につながることを期待する」(有識者会議報告は未完成の時期)
- 以上について【資料11 秘密保護法制に関する経緯】，及び外務省HP

(2) 重要な情報を隠して悪政・改憲へ

武器輸出三原則のさらなる緩和・日米共同での武器開発，日米同盟強化，自衛隊の海外派兵，日米共同の軍事行動(集団的自衛権行使)，改憲へ→重要な情報を隠して，国民の声を封じ，政府に都合の良い政策の推進へ

8 オンブズマン活動としてどう取り組むか

徹底的な情報公開を求める

オンブズ活動を制限，禁止する法案として反対する

参考 URL

NPO 法人 情報公開市民センター「秘密保全法に反対します」のページ

<http://www.jkcc.gr.jp/>

(関係各省庁との法令協議の資料，法制局持込み資料が閲覧可能だが，ほぼ黒塗り)

参考書籍

徹底解剖 秘密保全法 (井上正信 かもがわ出版 2012年5月)

【回答】秘密保全法制に関する再質問に対する回答について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年10月19日 18:21

宛先:

添付ファイル: 警察庁からの再質問 (20111007)回答.jtd (26 KB)

警察庁警備局警備企画課 様

いつもお世話になっております。

秘密保全法制につきまして、10月7日に貴庁より頂戴しておりました再質問に対する回答を送付させていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

\*\*\*\*\*

内閣官房内閣情報調査室総務部

(直)

Fax 03-3592-2307

\*\*\*\*\*

差出人:

送信日時: 2011年10月7日 15:22

宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)

件名: 【再質問】特別秘密の保護に関する法律(仮称)(素案)について

内閣情報調査室

様

お世話になっております。  
警察庁の 様です。

先日、第一弾として当庁からの質問を提出させて頂いたところですが、そちらから頂いたご回答を踏まえて、再び庁内から質問(及び意見)が出ましたので、添付のとおりお送り致します。

何かご不明な点がございましたら、私までご連絡頂ければと思います。宜しくお願い致します。

警察庁警備局警備企画課

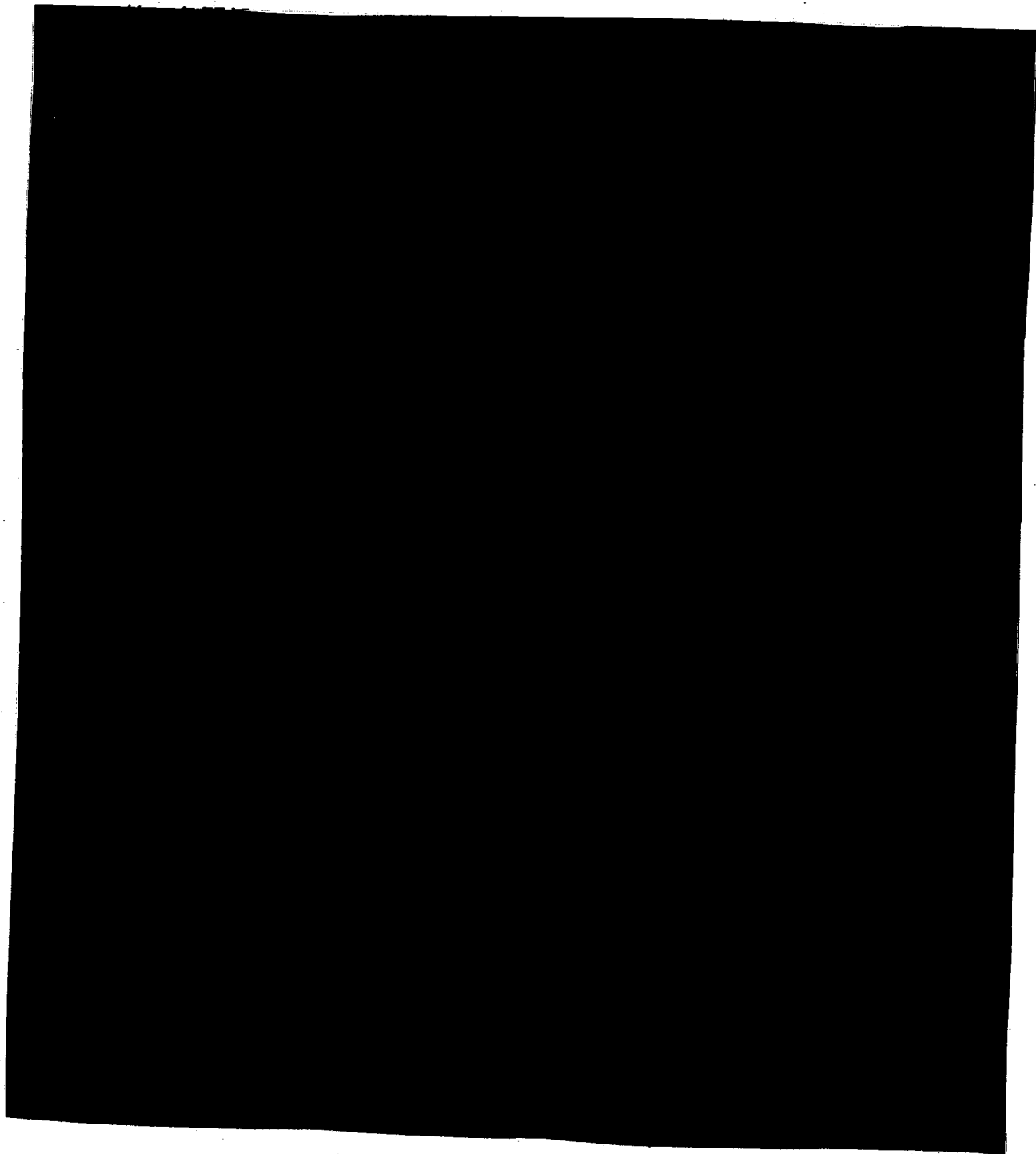
03-3581-0141(内線)

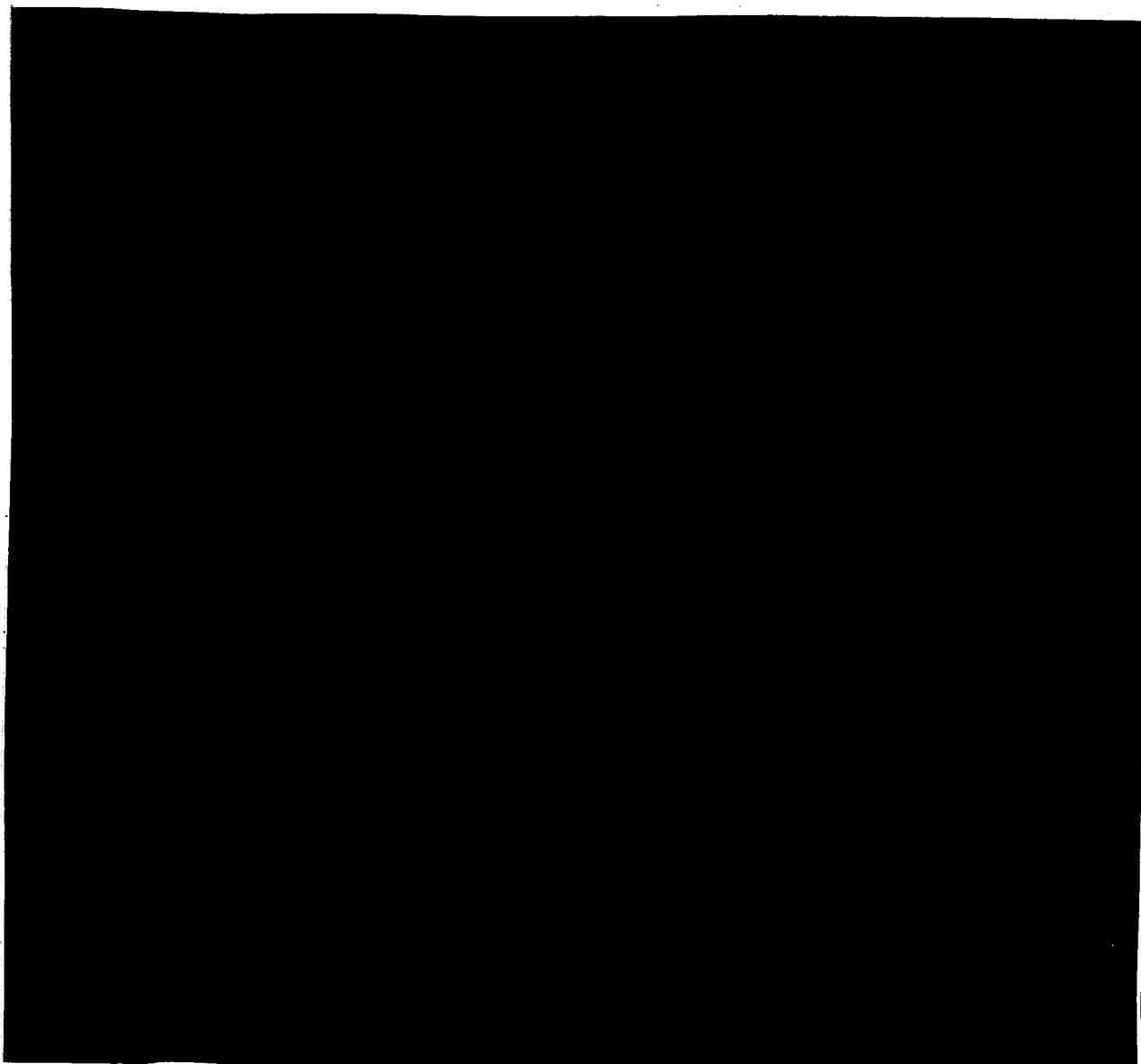
内閣官房内閣情報調査室担当官 殿

事務連絡  
平成23年10月7日  
警察庁

特別秘密の保護に関する法律（仮称）（素案）について  
標記について、下記のとおり質問及び意見を提出いたしますので、よろしく  
お取り計らい願います。

記





## 特別秘密の範囲

国の存立にとって重要な情報に限定

国の安全 外交 公共の安全及び秩序の維持

具体的事項を別表等で列挙、指定行為で更に限定・明確化

## 特別秘密の管理

適性評価(セキュリティ・クリアランス)の実施

リスクの程度を総合的に評価し、取り扱う適性を判断

諸外国では既に導入・運用

行政機関等の職員・委託を受ける民間の職員が対象  
(国務大臣等は除外)

対象者のプライバシーに深く関わるため、  
対象者の同意を得て調査を実施

正確な調査のため、必要に応じ第三者への照会・質問も  
行う

調査事項の例

人定事項(国籍・帰化情報等) 信用状態  
我が国の利益を害する活動への関与 等

## 罰則

処罰範囲を必要最小限に抑える

漏えい行為の処罰を業務者に限定 (一般人は不可罰)

取得行為の処罰を、窃盗、不正アクセス、暴行、脅迫等、  
犯罪行為等を手段とするものに限定

法定刑の上限は懲役5年又は10年(下限を設けることも検討)

## 国民の知る権利等との関係

特別秘密は情報公開法の下で開示されるべき情報ではない  
同法により具体化されている国民の知る権利を害する  
ものではない

正当な取材活動は処罰対象とならない  
取材の自由を害するものではない

## その他

新法を整備 (防衛秘密を取り込み統一的に運用)

立法府及び司法府 ~ 別途検討されるべき  
(国務大臣等は、行政府の職員として本法制の対象)

本法制の秘密を便宜的に「特別秘密」と呼称

平成23年10月13日

1 参考資料

- 防衛庁防衛局調査課情報保全企画室作成「自衛隊法の一部を改正する法律（平成13年法律第115号）の一部（秘密保全）についての国会議事録」
- 町田充著「防衛秘密保護法解説—日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法—」（近代警察社）
- 内閣情報調査室作成「スパイ防止法案関係資料」
- 内閣情報調査室作成「外国におけるクリアランス調査票等」

2 条文案等

- 条文素案
- 適性評価の調査事項等の条文イメージ
- 適性評価調査票（イメージ）

3 論点ペーパー（※いずれも内調内検討済み・他省庁協議未了）

(1) 人的管理に関するもの

- 結果の通知について（案）
- 適性評価の実施への不同意等を理由とした不利益な取扱いの禁止について（案）

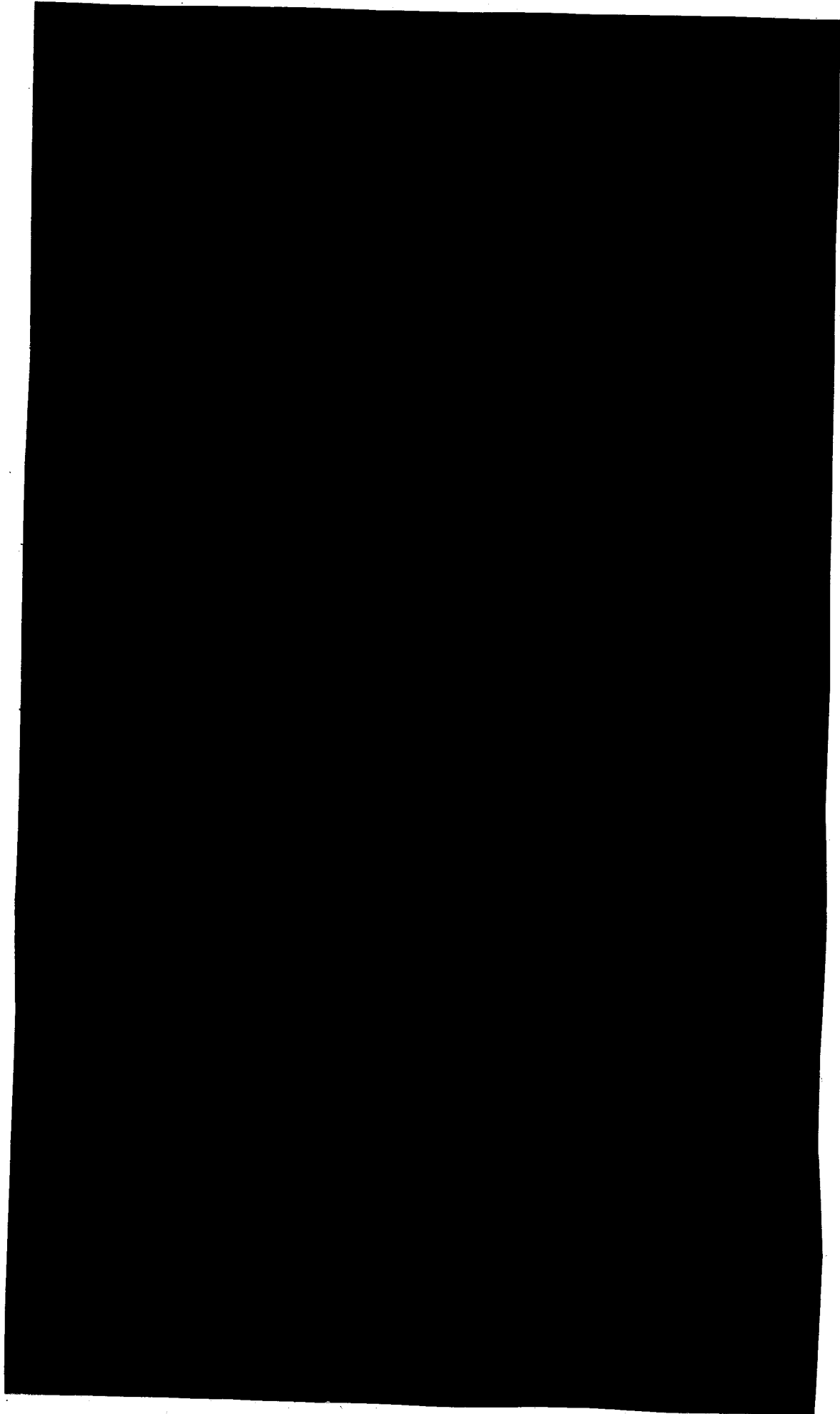
(2) 秘密の指定に関するもの

- 指定権の所在、指定の効果・調整について（案）

(3) 罰則に関するもの

- 取扱業務者以外の業務者による漏えい行為を処罰対象とすることについて（案）

特別秘密の保護に関する法律（仮称）  
（素案）



## 独立行政法人一覽

内閣府所管	2	○国立公文書館 北方領土問題対策協会			国立精神・神経医療研究センター 国立国際医療研究センター 国立成育医療研究センター 国立長寿医療研究センター
消費者庁 所管	1	国民生活センター			
総務省所管	4	情報通信研究機構 ○統計センター 平和祈念事業特別基金 金郵便貯金・簡易生命保険管理機構	農林水産省 所管	13	○農林水産消費安全技術センター 種苗管理センター 家畜改良センター 水産大学校 農業・食品産業技術総合研究機構 農業生物資源研究所 農業環境技術研究所 国際農林水産業研究センター 森林総合研究所水産総合研究センター 農畜産業振興機構 農業者年金基金 農林漁業信用基金
外務省所管	2	国際協力機構 国際交流基金			
財務省所管	4	酒類総合研究所 ○造幣局 ○国立印刷局 日本万国博覧会記念機構			
文部科学省 所管	23	国立特別支援教育総合研究所 大学入試センター 国立青少年教育振興機構 国立女性教育会館 国立科学博物館 物質・材料研究機構 防災科学技術研究所 放射線医学総合研究所 国立美術館 国立文化財機構 教員研修センター 科学技術振興機構 日本学術振興会 理化学研究所 宇宙航空研究開発機構 日本スポーツ振興センター 日本芸術文化振興会 日本学生支援機構 海洋研究開発機構 国立高等専門学校機構 大学評価・学位授与機構 国立大学財務・経営センター 日本原子力研究開発機構	経済産業省 所管	11	経済産業研究所 工業所有権情報・研修館 日本貿易保険 産業技術総合研究所 ○製品評価技術基盤機構 新エネルギー・産業技術総合開発機構 日本貿易振興機構 原子力安全基盤機構 情報処理推進機構 石油天然ガス・金属鉱物資源機構 中小企業基盤整備機構
厚生労働省 所管	19	国立健康・栄養研究所 労働安全衛生総合研究所 勤労者退職金共済機構 高齢・障害・求職者雇用支援機構 福祉医療機構 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 労働政策研究・研修機構 労働者健康福祉機構 ○国立病院機構 医薬品医療機器総合機構 医薬基盤研究所 年金・健康保険福祉施設整理機構 年金積立金管理運用独立行政法人 国立がん研究センター 国立循環器病研究センター	国土交通省 所管	20	土木研究所 建築研究所 交通安全環境研究所 海上技術安全研究所 港湾空港技術研究所 電子航法研究所 航海訓練所 海技教育機構 航空大学校 自動車検査独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 国際観光振興機構 水資源機構 自動車事故対策機構 空港周辺整備機構 海上災害防止センター 都市再生機構 奄美群島振興開発基金 日本高速道路保有・債務返済機構 住宅金融支援機構
			環境省所管	2	国立環境研究所 環境再生保全機構
			防衛省所管	1	○駐留軍等労働者労務管理機構
			<b>合計 102 法人</b>		

(注1) ○印の法人は、特定独立行政法人「役職員が国家公務員の身分を有するもの(8法人)」

(注2) 法人の名称の冒頭の「独立行政法人」は省略

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)の規定一部準用により、独立行政法人に準じた運営がされている法人

・国立大学法人・大学共同利用機関法人

・日本司法支援センター(法テラス)・日本私立学校振興・共済事業団

現行の秘密保護法制（第1回有識者会議配付資料より）

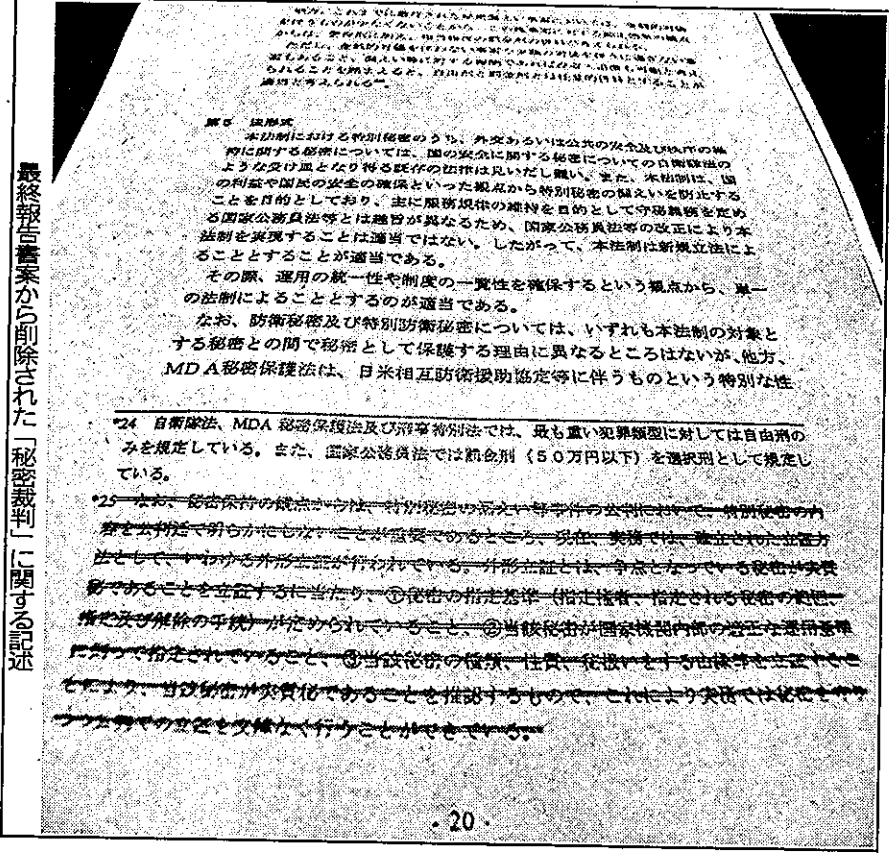
根 拠	周辺の行為	探知収集	過失犯	漏 え い	
<p>国家公務員法第109条第12号・第111条、外務公務員法第3条・第27条、自衛隊法第118条第1項第1号・第2項、地方公務員法第60条第2号・第62条</p>	<p>② 漏えいの企て、命令、故意の容認、そのおかし、ほう助 【1年以下の懲役又は50万円（国家公務員法以外は3万円）以下の罰金】</p>	—	—	<p>① 職務上知ることのできた秘密を漏らした者 【1年以下の懲役又は50万円（国家公務員法以外は3万円）以下の罰金】</p>	<p>職務上知ることのできた秘密 （国家公務員法等）</p>
<p>自衛隊法第122条</p>	<p>③ 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者による漏えいの共謀・教唆・せん動 【3年以下の懲役】</p>	—	<p>② 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者 【1年以下の禁固又は3万円以下の罰金】</p>	<p>① 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者 【5年以下の懲役】</p>	<p>防衛秘密（自衛隊法）</p>
<p>日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法第3条、第5条</p>	<p>⑦ ①②の漏えいの陰謀・教唆・せん動 【5年以下の懲役】 ⑧ ⑥の探知・収集の陰謀・教唆・せん動 【5年以下の懲役】 ⑨ ③の漏えいの陰謀・教唆・せん動 【3年以下の懲役】</p>	<p>⑥ 我が国の安全を害すべき用途に供する目的又は不当な方法による探知・収集 【10年以下の懲役】</p>	<p>④ 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者 【2年以下の禁固又は5万円以下の罰金】 ⑤ ④以外で業務により特別防衛秘密を知得・領有した者 【1年以下の禁固又は3万円以下の罰金】</p>	<p>① 我が国の安全を害する目的 【10年以下の懲役】 ② 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者 【10年以下の懲役】 ③ ①・②以外の者 【5年以下の懲役】</p>	<p>特別防衛秘密（MDA法）</p>
<p>日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法第6条・第7条</p>	<p>③ ①・②の陰謀・教唆・せん動 【5年以下の懲役】</p>	<p>② 合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的又は不当な方法による探知・収集 【10年以下の懲役】</p>	—	<p>① 通常不当な方法によらなければ探知・収集できないものの漏えい 【10年以下の懲役】</p>	<p>合衆国軍隊の機密（刑事特別法）</p>

# 秘密保全法制の有識者会議報告書

国家機密を漏らした公務員らに10年以下の懲役刑を科す秘密保全法制。野田政権は今国会への法案提出を見送ったが、断念したわけではない。政府の有識者会議をめぐっては、議事録の未作成や事務方のメモ破棄などが表沙汰になったが、その報告書も不透明な形で修正されていたことが分かった。最終的な報告書から消し去られたのは、「秘密裁判」ともいえる司法手続きの記述だった。(佐藤圭)

「公務員らが秘密保全法違反の罪で起訴された場合、秘密が証拠として法廷に提出されれば、その情報は秘密ではなくなる。裁判公開の原則との間で解きたい矛盾が生じる。裁判の問題は保全

# 「秘密裁判」を削除



最終報告書から削除された「秘密裁判」に関する記述

法制の大きな弱点だ。だが、法案のたたき台をつくら最終報告書から削除したのではないかと。有識者会議は、菅政の秩序維持というあいまいな三分野の情報のうら六月までに計六回、非公開で開催。八月に最終報告書が公表された。重大な利益を害するおそれがある場合」を「特別

## 公表前 最後の会議の後に

秘密」に指定。これを漏らした人への刑罰については「最高刑を懲役十年とする」とも考えられる」と提言している。問題は違反した嫌疑を掲げ出して公開したのであれば「秘密保全の趣旨に反する」と問題提起。「秘密を守りつつ、公判での立証を支援なく行つ」方法として、なじみのない「外形立証」という方法をもち出している。これは基準にのっとって指定されているなど役所側の形式が整っていない、内容も保護に値する実質的な秘密だと「推認」する仕組み。つまりは中身には触れず、箱だけ「特別秘密」と断じていくことだ。ちなみに民事訴訟の証書作成。数回の修正を経て、最後の第六回会議公開の場で文書の中身を見ても開示の可否を判断する「インカメラ審理」が既に導入されているが、これが有識者会議で検討された形跡はない。井上弁護士は「裁判官に判断を委ねるインカメラ審理が十分だとは思わない。しかし、争点を全面的に隠されるよりはましだ」と話す。



毎日

2012.4.11

# 国が無断身辺調査

## 20省庁公務員「適格」5万人

### 機密扱う職務

外交や防衛など重要な秘密を扱う国家公務員に対し、国が3年前から本人の同意を得ずに身辺調査をしていたことが分かった。対象の公務員はほぼ全省庁にまたがり、調査の結果、約5万3000人を適格者とし、不適格とされた公務員も5万とみられる。調査に根拠法令はない上、国による無制限の「ミニハニー」情報収集につながりかねず、「行政機関個人情報保護法」の趣旨に反する恐れもある。【青森県】

福島瑞穂・社民党  
首の質問主意書に対し、政府が10日に答弁書を閣議決定した。

調査は政府の定めた「秘密取扱者適格性確保など特別管理秘密」に基つき09年から実施。行政機関の省庁の権限で「適格性」

長が指定した外交や防衛など「特別管理秘密」を扱う職員に対し、各

の有無を調査している。毎日新聞の取材に対し、内閣情報調査室は、対象が外務、防衛のほか国土交通、厚生労働など20省庁に及ぶと説明している。

特別管理秘密を扱える国家公務員は、11年末で5万3162人いるが「不適格」とされた公務員数は「答えを差し控える」としている。

政府は調査項目を公表していないが、内閣官房が行政機関の重要な情報漏えいに厳罰を科す「秘密保全法案」を検討する有識者会議の報告書では▽信用（金銭貸借）状態▽犯罪・懲戒処分歴▽精神の問題に関する通院歴などを例示している。内閣情報調査室の担当者は、身辺調査について「任命権者の権限の範囲内で実施しており、法的に問題ない」と話している。

法的裏付けなく運用実態も不明  
「答えを差し控える」としている。

「秘密取扱者適格性確保制度」は、法的な裏付けがないうえ、政府は運用の実態を明らかにしていない。このため、今年3月に仙台地裁が適法性の基準の一つに示した「正当な目的や必要性」に沿った個人情報収集かどうかのチェックも困難だ。政府が作成中の秘密保全法案に照らせば、行政機関の間でセンシティブ情報が本人に無断で共有されている可能性は大きい。政府には収集実態を説明する責任がある。

【憲法士、日下部啓】

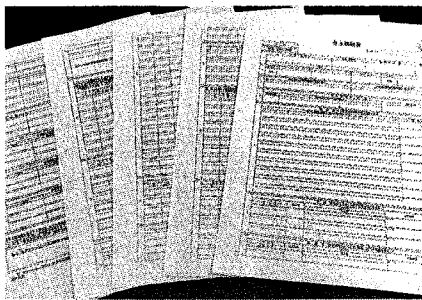
【憲法士、日下部啓】

# ニュースと読み物

- 工ネ調 原発推進派ズラリ 14
- 自民党が比例定数30削減案 2
- 比例候補 井上氏訴えから 5



- EU議会が緊縮予算を否決
- 3・11—田中孝彦さんに聞く
- 若い世代は選択的別姓支持
- 胆管がん16人初労災認定へ
- ◀「星ベビーブーム」謎を観測



# 自衛隊員の思想・交友調査

## 防衛省資料を本紙入手 人権を侵害・違憲

### 公務員「秘密取扱者制度」

国が持つ「秘密」を扱う職員を選別する「秘密取扱者適格性確認制度」をめぐる

報)。思想信条の自由を侵す憲法違反の調査であり、家族や友人など広範な人のプライバシーも知らぬ間に侵害する危険なものです。

#### ◆関連④面

マニユアルには「記入に

ことが14日、防衛省の内部資料で判明しました。同制度では国の行政機関が少なくとも6万4000人超の国家公務員に身辺調査を行っていたことが明らかになっています(14日付既

プライバシーを侵害する自衛隊の「身上明細書」

「身上明細書」には、19項目にわたって個人情報を入力する欄があります。本

さらに「身上明細書」には、宗教などの所属団体名や目的、所属期間を記入す

人だけでなく親族や同居者、友人、外国人交友者の名前や性別、住所、職業、勤務先などを詳細に書き込むようになっていました。

マニユアルには「記入に際しては、本人に問い合わせ確認してはならない」としており、自衛隊と関係のない市民の個人情報が無断で防衛省にわたっていることとなります。

今回判明した「身上明細書」に注意書きとして「適格性の確認のために必要な範囲で使用」と明記。防衛省のみならず全庁で行われているとみられま

防衛省は、本紙の取材に対し「事実関係は」現在、確認中としています。



NTT持ち株会社に向かって「大幅賃

挙法の規定は憲法に違反するとして、知的障害のある茨城県牛久市の女性が選挙権の確認を国に求めた訴訟で、東京地裁(定塚誠裁判長)は14日、公選法の規定は「違憲で無効」とし、女性の選挙権を認める判決を言い渡しました。同規定についての司法判断は

(50)は2007年2月、父親の清吉さん(81)を後見人としたところ選挙権を失い、訴えを起こしていましたが、

を得ない」制限とはい」と判断しました。判決は、「不正な行われる可能性が低い」という国の主張を退ける権の制限は、障害者決定権を尊重し、社員として普通に活動社会を築くという後度の趣旨に反する」と

原告側弁護士は「判決で、国会には

# 習近

【北京】小林拓也

で開かれている中国期全国人民代表大会代、国会に相当)第議は14日、北京の人



堂で全体会議を開き主席に習近平中国共書記(59)を選出、

# あらゆる個人情報記入

## 「秘密取扱者適格性確認制度」

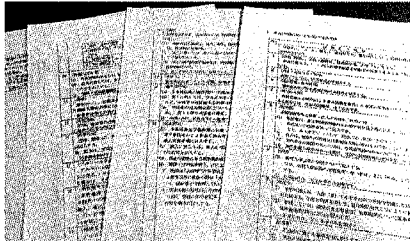
友人や家族の情報から信仰や趣味のつながりまで、過去・現在を問わず国家公務員のあらゆる個人情報調べあげる「秘密取扱者適格性確認制度」。その内容は、これまで隠されてきましたが、今回入手した防衛省の内部資料によって、その危険な内容が明らかになりました。

「関係は『高校時代の同級生』、『釣りにクラブの仲間』のように記入する」

「身上明細書」の書き方を記したマニュアルは、こと細かに記載方法を記していました。

付き合いの程度についても「家族ぐるみ」「帰省時に会う程度」「交際中の異性」など、六つの選択肢から答えなければいけません。

さらに「身上明細書」には「私の出入国記録を法務省出入国管理局に照会することに同意します」という記述と署名欄もあり、防



記入要領を示したマニュアル。「所属団体」の項目には、政治、経済などあらゆる団体を記入するよう指示しています。

## 「所属団体」「外国人交友者」…

### 「身上明細書」の主な記入項目

- ◆ 帰化の有無
- ◆ 配偶者（婚約者、内縁にあるものを含む）の国籍、勤務先、職務内容、帰化の有無
- ◆ 親族、同居人の国籍、勤務先、住所
- ◆ 交友関係、外国人交友者の名前、住所、職業・勤務先、関係・交際程度
- ◆ 負債金額と借入れ目的、返済月額、完済予定日
- ◆ 所属団体（クラブ、連名、運動、宗教、趣味等）の所在地、目的、所属期間
- ◆ 刑事処分の有無
- ◆ アルコール、薬物濫用、精神面を原因とする治療またはカウンセリングの有無

## プライバシー侵害 国民監視の危険

防衛省が第三者に問い合わせられていることも明らかになりました。

「秘密取扱者適格性確認制度」では、国の行政機関23で6万4380人（昨年末時点）の「適格者がいます。その中で防衛省は、6万480人を占めます。」

マニュアルでは「本人に問い合わせ確認してはならない」と指示。「身上明細書」に無断で名前を書かれた友人や親族、団体を含めると、すでに国民規模で国によるプライバシー侵害が進んでいることとなります。

制度の中身をめぐっては、これまで日本共産党の塩川鉄也衆院議員が開示を要求したものの、政府は公表を拒んできました。

今回入手した資料で明らかになった同制度の危険性。自民党安倍内閣は、民間人も身辺調査の対象とする「秘密保全法案」の提出を狙っています。国会に提出中の「国民共通番号（マイナンバー）法案」とあわせて、国による危険な国民監視の動きです。

主要な秘密漏えい事件（有識者会議「報告書」より）

事件名	検挙年	事案概要	罪名・処分結果等
ボガチョンコフ事件	平成12年	在日ロシア大使館に勤務する海軍武官から工作を受けた海上自衛隊三等海佐が、現金等の報酬を得て、海上自衛隊の秘密資料を提供したもの	○自衛隊法違反（懲役10月） ○懲戒免職
シェルコノゴフ事件	平成14年	在日ロシア通商代表部員が、現金等の謝礼を対価に、防衛機器販売会社社長（元航空自衛官）に米国製戦闘機用ミサイル等の資料の入手・提供を要求したもの	○MDA 秘密保護法違反（起訴猶予処分）
国防協会事件	平成15年	在日中国大使館駐在武官の工作を受けた日本国防協会役員（元自衛官）が、その求めに応じて防衛関連資料を交付したもの	○電磁的公正証書原本不実記録及び不実記録電磁的公正証書原本供用罪（起訴猶予処分）
イージスシステムに係る情報漏えい事件	平成19年	海上自衛隊三等海佐が、イージスシステムに係るデータをコンパクトディスクに記録の上、海上自衛隊の学校教官であった別の三等海佐に送付し、当該データが別の海上自衛官3名に渡り、更に他の自衛官に渡ったもの	○MDA 秘密保護法違反（懲役2年6月・執行猶予4年） ○懲戒免職
内閣情報調査室職員による情報漏えい事件	平成20年	在日ロシア大使館書記官から工作を受けた内閣情報調査室職員が、現金等の謝礼を対価に、職務に関して知った情報を同書記官に提供したもの	○国家公務員法違反・収賄（起訴猶予処分） ○懲戒免職
中国潜水艦の動向に係る情報漏えい事案	平成20年	情報本部所属の一等空佐が、職務上知り得た「中国潜水艦の動向」に関する情報を、防衛秘密に該当する情報を含むことを認識した上で、部外者に口頭により伝達したもの	○自衛隊法違反（不起訴 処分） ○懲戒免職
尖閣沖漁船衝突試験に係る情報漏えい事案	平成22年	神戸海上保安部の海上保安官（巡視艇乗組員）が、中国漁船による巡視船衝突事件に係る捜査資料として石垣海上保安部が作成したビデオ映像をインターネット上に流出させたもの	○国家公務員法違反（起訴猶予処分） ○停職12か月（辞職）
国家テロ対策に係るデータのインターネット上への掲出事案	平成22年	国際テロ対策に係るデータがインターネット上へ掲出されたもの。当該データには、警察職員が取り扱った蓋然性が高い情報が含まれていると認められた。	（捜査中）

主要な秘密漏えい事件（秘密保全のシステムに関する有識者会議の配付資料より）

警察庁

年月	概要	事案発生後、強化した対策
平成 18 年 3 月	A 警察において約 1,500 人分の個人情報、B 警察において約 6,200 人分の個人情報それぞれ Winny でインターネット上に流出	<ul style="list-style-type: none"> <li>○私有パソコン等の点検、確認書の提出等</li> <li>○情報管理に関する内閣官房長官発言を踏まえた情報管理の徹底</li> <li>○<u>公務で使用する私有パソコンの一掃</u></li> <li>○監査・監察等の強化</li> <li>○全都道府県警察等を対象とした特別監査</li> </ul>
平成 19 年 2 月	C 警察において約 80 件の個人情報等が Winny でインターネット上に流出	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自己点検、個々面接の実施等による情報セキュリティ対策の基本事項の遵守</li> <li>○警察情報の管理に係る規程の遵守</li> <li>○外部記録媒体の利用制限及び暗号化措置</li> </ul>
平成 19 年 6 月	D 警察において約 12,000 件の個人情報 Winny でインターネット上に流出	<ul style="list-style-type: none"> <li>○警察情報の管理に係る基本事項の徹底</li> <li>○不必要な警察情報の削除</li> <li>○<u>無許可私有媒体の一掃</u></li> <li>○私有パソコン等の点検</li> </ul>
平成 20 年 5 月	E 警察において約 30 件の警察情報が Winny でインターネット上に流出	<ul style="list-style-type: none"> <li>○私有パソコン等の点検と実機検証</li> <li>○未登録外部記録媒体の使用の禁止</li> <li>○確認書の再提出</li> <li>○小グループ検討会等による意識向上施策</li> <li>○証跡の記録及び管理</li> <li>○USB キーによる外部記録媒体用ドライブの使用制限</li> </ul>

※下線は、特徴的な取り組み

外務省

年月	概要	事案発生後、強化した対策
平成 19 年 10 月	A 在外公館において、私物パソコンから人事異動に関する文書や身上書の雛形が Winny でインターネット上に流出	<p>職員に対し、改めて以下の点を周知した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○自宅や出張時を含め秘密文書の庁舎・在外事務所外への持ち出しの禁止</li> <li>○Winny 等ファイル交換ソフトの使用の禁止、また、私物パソコン等であっても、Winny 等ファイル交換ソフトが組み込まれているものを執務に使用することを禁止</li> <li>○庁舎内における私物パソコン等の持ち込み・使用の禁止、また、自宅や出張時等の庁舎事務所外における私物パソコン等の公用目的の使用の禁止</li> </ul>

海上保安庁

年月	概要	事案発生後、強化した対策
平成 19 年 5 月	私有パソコンから仕様書等の業務情報が Winny でインターネット上に流出	<ul style="list-style-type: none"> <li>○私有パソコンに保存されている業務情報の削除の徹底を指示</li> <li>○ファイル交換ソフトの使用禁止の徹底を指示</li> </ul>
平成 19 年 10 月	私有パソコンから研修資料等の業務情報が Winny インターネット上に流出	<ul style="list-style-type: none"> <li>○緊急に情報セキュリティ対策委員会を開催し、情報流出対策について協議</li> <li>○海上保安庁情報セキュリティポリシー実施手順書の改正（情報流出対策の強化）</li> </ul>
平成 19 年 10 月	私有パソコンから事務分担表等の業務情報が Winny インターネット上に流出	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ファイル共有ソフトによる情報漏えい発生時の事案対応要領の策定</li> <li>○私有パソコンに保存されている業務情報の削除の徹底を指示</li> <li>○ファイル交換ソフトの使用禁止の徹底を指示</li> </ul>
平成 22 年 7 月	過去の事件捜査に関する情報等を保管した私有パソコンの盗難	<ul style="list-style-type: none"> <li>○私有パソコン等に保存されている捜査情報の実態調査</li> <li>○同情報の削除抹消措置の徹底</li> </ul>

防衛省

年月	概要	事案発生後、強化した対策
平成 18 年 2 月	<p>私有 CD-RW 及び USB メモリにより演習に関する資料を持ち出し、Winny でインターネット上に流出</p>	<p>○業務用データの職場外への無断持ち出しの禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職場から私有パソコンを一掃(官品パソコンの緊急調達(約 56,000 台)、私有パソコンの持ち込み全面禁止)</li> <li>・官品パソコンでの私有可搬記憶媒体の使用禁止</li> <li>・規則に違反したデータの持ち出し防止(抜き打ち所持品検査、ファイル暗号化ソフトの導入)</li> <li>・官品可搬記憶媒体の明瞭な標記及び集中管理</li> <li>・官品可搬記憶媒体の管理簿の点検など情報保証に関する対策の遵守状況を調査 (定期調査年 1 回、臨時調査年 1 回以上、その際第三者性を確保した特別検査チームを派遣)</li> </ul> <p>○自宅のパソコン等での業務用データの取扱いの禁止等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職務上使用したことがある私有パソコンからファイル共有ソフト、秘密・必要のないデータを削除</li> <li>・ファイル共有ソフトによる情報流出の危険性等について教育を行い、ファイル共有ソフトの削除を促進・誓約書を提出させた上で、本人の同意を得て自宅の私有パソコンの業務用データの有無を「確認」</li> </ul> <p>○情報保証の管理体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者の補助者について単に役職指定することなく、パソコンの取り扱い等の知見を考慮して指定</li> </ul> <p>○情報管理の重要性の認識</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・秘密保全に係る重い責任を自覚させるための誓約書の提出</li> <li>・秘密の管理者等の責任の明確化</li> </ul> <p>○秘密を扱う者の取り扱いルールの熟知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全職員を対象に定期的に階級、取り扱い情報に応じた保全等の教育を実施</li> <li>・事例集の作成配布・理解度の確認及び情報セキュリティ月間の設定</li> <li>・分散化していた秘密保全関係規則を整理・統合し一覧性のある体系を構築</li> </ul> <p>○秘密漏えいに対する抑止力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「省秘(機密・極秘)」について、内容を精査の上、より重い罰則で担保される「防衛秘密」に移行</li> <li>・情報漏洩に関する処分基準の明確化</li> </ul> <p>○カウンターインテリジェンス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・部外者から不自然な働き掛けを受けた場合は保全責任者へ報告</li> </ul> <p>○秘密文書の削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・秘密指定の厳格化措置などを講ずることにより、過剰な秘密指定を防止するとともに、秘密文書を削減</li> </ul>
平成 18 年 11 月	<p>私有 USB メモリにより業務に関する資料を持ち出し、Winny でインターネット上に流出</p>	<p>○情報管理の重要性を認識</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報流出防止に係る全隊員に対する個別指導の実施</li> <li>・内局幹部を長とする特別行動チームの部隊への派遣</li> <li>・「情報保全ポスター」の募集</li> </ul>
平成 19 年 1 月	<p>私有外付け HDD により装備品に関する資料を持ち出し</p>	<p>○秘密漏えいに対する抑止力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公益通報制度の活用</li> <li>・防衛監察本部による監察</li> </ul>

秘密保護法制に関する経緯

1952/5/7	日米地位協定の実施に伴う刑事特別法	米軍に関する様々な犯罪を刑法より重罰化。	米軍の秘密を探知・収集、漏洩下ものなどを犯罪として10年以下の刑罰を規定。
1954/6/9	日米相互防衛援助協定等に(MDA)伴う秘密保護法	アメリカからの装備・物資等に関する援助協定に伴う秘密保護法	アメリカから提供された装備、情報に関する情報を特別防衛秘密として保護。探知・収集、漏洩などを犯罪として10年以下の刑罰。
1978/11/27	日米防衛協力の指針(旧ガイドライン)	侵略を未然に防衛、武力攻撃に対する対処行動、極東における事態に対する日米協力の共同研究・協議を合意	情報活動—自衛隊及び米軍は、それぞれの情報組織を運営しつつ、効果的な作戦を共同して遂行することに資するため緊急に協力して情報活動を実施する。このため、自衛隊及び米軍は、情報の要求、収集、処理及び配布の各段階につき情報活動を緊密に調整する。自衛隊及び米軍は、保全に関しそれぞれ責任を負う。
1985/6/6	国家機密法案提出～廃案(1985/12)	スパイ防止の名のもとに、防衛・外交に関する秘密を保護する法案。広範な処罰規定で重罰。	単に秘密を漏えいした行為まで犯罪として広く処罰するとともに、特に外国へ通報する目的での探知・収集、それを外国へ通報する行為を重罰(最も重い場合は死刑を含む)にするなど国民の知る権利を奪う法案。
1997/9/23	日米防衛協力の指針(新ガイドライン)	米軍の戦闘作戦行動に自衛隊の後方支援活動し、アメリカのグローバル秩序に参加することを確認。	日米両国政府は、効果的な作戦を共同して実施するため、情報活動について協力する。これには、情報の要求、収集、処理及び配布についての調整が含まれる。その際、日米両国政府は、共有した情報の保全に関し各々責任を負う。
2000/10	「米国と日本—成熟したパートナーシップに向けて」(アミテージ報告)	日米関係を日英同盟のようにするべきと主張、軍事的協力関係強化、集団的自衛権の行使を求めている。	日米間の諜報関係の強化にはまた、両国内での政治的支援が必要である。この点日本政府は、以下の基本的措置を執る必要がある。日本の指導者たちは、機密情報を保護する法律の立法化に向け、国民の支持と政治的支持を得なければならない。
2001/11/2	防衛秘密保護制度を創設する自衛隊法「改正」	アフガニスタン戦争に参加するためにテロ特措法を成立させ、同時に、米軍を警備する自衛隊の任務や防衛秘密保護を制度化。	自衛隊法上防衛秘密を定めて、防衛秘密の保護に対する処罰強化。
2003	不正競争防止法改正		「営業秘密侵害罪」が設けられ、営業秘密に対する侵害行為のうち、特に違法性の高い行為類型に限定して刑事罰の対象とされた。その後、平成17年及び平成18年にも不正競争防止法の改正が行われ、現在までの間に段階的な罰則の引き上げ、一定の国外犯に対する罰則の適用、退職者処罰の導入等といった、営業秘密に係る刑事的措置に関する法整備の充実が図られてきた
2004/10	「安全保障と防衛力に関する懇談会」報告書—未来への安全保障・防衛力ビジョン—	小泉内閣のもとで、新たな国際協力を自衛の重要な手段として正当化、情報機能の充実と安全保障会議の積極的な活用を強調。	情報の保全体制の確立—共有した情報が外部に漏洩するようなことがあれば、情報の共有は困難となり、機微にふれる国際情報の持続的取得も妨げられるであろう。国を挙げて情報の集約・分析・活用を進めるには、情報の厳格な保全体制の確立が不可欠の前提となる。このため、安全保障・危機管理情報を扱う関係者に共通の厳格かつ明確な情報保全ルールを作り、実施することが不可欠である。その際、機密情報漏洩に関する罰則の強化も検討すべきである。
2005/10/29	日米同盟：未来のための変革と再編(日米安保協議委員会2+2)	米軍再編のもとで日米の共通の戦略目標を確認(2/19)し、グローバルな日米共同作戦を実施する日本の役割拡大を合意。	二国間の安全保障・防衛協力の態勢を強化するための不可欠な措置—情報共有及び情報協力の向上 双方は、良く連携がとれた協力のためには共通の情勢認識が鍵であることを認識しつつ、部隊戦術レベルから国家戦略レベルに至るまで情報共有及び情報協力をあらゆる範囲で向上させる。この相互活動を円滑化するため、双方は、関連当局の間でより幅広い情報共有が促進されるよう、共有された秘密情報を保護するために必要な追加的措置をとる。
2007/2	営業秘密に係る刑事的措置の見直しの方向性について(産業構造審議会知的財産政策部会技術情報の保護等の在り方に関する小委員会)	企業が有する営業秘密の適切な保護のための法的措置を講じることにより、我が国企業の競争力の維持・強化を図っていくため、現行の営業秘密侵害罪(不正競争防止法第21条第1項)及びその刑事訴訟手続の在り方についての検討	IT化及びオープン・イノベーションが進展する中、営業秘密が有する根源性、不可逆性・回復困難性及び予防困難性といった性質に着目し、企業が相応の努力によって秘密管理する営業秘密の管理体制が突破されてしまう領得行為の段階を捕捉し、刑事処罰を可能とする範囲を拡大するとともに、現行の営業秘密侵害罪における「不正の競争の目的」を「利益加害目的」に差し替えることが適当であるものと考えられる。また、営業秘密侵害罪に係る刑事訴訟手続において営業秘密の内容が公になることを防止するための法的措置の在り方を可及的速やかに検討するべきである
2007/5/1	同盟の変革：日米の安全保障及び防衛協力の進展(日米安保協議委員会2+2)	同盟関係にとって死活的に重要な在日米軍のプレゼンスのために安保条約が必要。米国の拡大抑止が防衛及び安全保障を支えることを確認。	新たに発生している安全保障上の課題に対して、より効果的に対応するために、二国間の情報協力及び情報共有を拡大し深化する必要性を強調。…秘密を保護するためのメカニズムを強化する。軍事情報包括保護協定(GSOMIA)として知られる、秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する両政府間の実質的合意。GSOMIAは、情報交換を円滑化し、情報並びに防衛装備計画及び運用情報の共有に資する情報保全のための共通の基礎を確立するもの。
2007/8/10	秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定	日米間で相互に提供され保護する必要のある防衛関連情報を、法令の範囲内で適切に保護するための手続について主として定めたもの。手続が明確化されることにより、日米間でこのような防衛関連情報の交換をより円滑かつ迅速に行うことが可能に。	秘密軍事情報の保護—一方の締約国政府により他方の締約国政府に対し直接又は間接に提供される秘密軍事情報は、この協定の規定が当該情報を受領する締約国政府の国内法令に合致する限り、当該規定に基づき保護される。 秘密軍事情報を取り扱う政府の各施設が、秘密軍事情報取扱資格を有し、かつ、当該情報にアクセスすることを許可されている個人の登録簿を保持すること。 「秘密軍事情報取扱資格」とは、各締約国政府の適当な手続に従って個人に付与される適格性であって、秘密軍事情報を確実に取り扱うためのものをいう。
2008/7	技術情報等の適正な管理の在り方に関する研究会報告書(経産省)	新たにグローバル競争時代において我が国が適切に利益を確保するための情報管理のあるべき姿についてゼロベースで見直し、秘密保護法制の検討を提起	諸外国においては、特に秘密にすべき情報を扱う組織の職員に対しては、国家安全保障上の観点から、信頼性確認(クリアランス)を行うことが一般的であるところ、我が国においても着実に同制度の導入を図っていく必要がある。 現行で不十分な秘密保護法制は、累次の政府からの情報漏洩事件を招き、結果として、安全保障上の問題、対外的な信用の低下等の大きな弊害をもたらしているとの指摘も数多い。漏洩することにより国家の安全保障上重大な問題が発生する可能性のある情報については、秘密化の義務と不法な漏示に対する適切な規律を設けるべきである。
2010/8	新たな時代における日本の安全保障と防衛力の将来構想—「平和創造国家」を目指して—(新安防衛懇)	日米協力、国際的な役割を確認。集団的自衛権の行使や武器輸出三原則の見直し、海外での武力行使などを検討。	日本が独自に収集した情報を適切に保護するためにも省庁間における秘区分および取扱手続の共通化など、政府横断的な取り組みとして情報保全の強化を一層進めるべきである。なお、情報保全の強化とともに適切な文書管理にも配慮する必要がある。また、今日の世界で、日本だけで安全保障上の課題に取り組むことは不可能である。インテリジェンス分野での日本のパートナーを増やし、他国との情報協力を進めるためにも、情報保全機能を強化して日本に対する信頼を増進しなければならない。こうした情報保全の強化の取り組みに法的基盤を与えるため、秘密保護法制が必要である。
2010/12	「防衛計画の大綱」(新防衛大綱)、「中期防衛力整備計画」(中期防)	中国の軍事力強化を強調し、「動的防衛力」の構築へ方針を転換。自衛隊をどこにでも緊急展開できる体制づくり、武器輸出三原則やPKO5原則の見直しも検討。	関係機関における情報収集・分析能力の向上に取り組むとともに、各府省が相互に協力しつつ、より緊密な情報共有を行うことができるよう、政府横断的な情報保全体制を強化する。その際、情報収集及び情報通信機能の強化等の観点から、宇宙の開発及び利用を推進する。また、サイバー空間の安定的利用のため、サイバー攻撃への対処態勢及び対応能力を総合的に強化する。
2011/6/21	「より深化し、拡大する日米同盟に向けて—50年間のパートナーシップの基盤の上に」(日米安保協議委員会2+2)	防衛計画大綱にもとづく軍事協力の強化、国際的な役割と日米共同、ミサイル防衛、武器輸出等の課題について取り組みを進めることを確認。	関係は、これまでの進展を歓迎しつつ、情報保全についての日米協議で議論されてきたとおり、政府横断的なセキュリティ・クリアランスの導入やカウンター・インテリジェンスに関する措置の向上を含む、情報保全制度の更なる改善の重要性を強調した。関係は、また、情報保全のための法的枠組みの強化に関する日本政府の努力を歓迎し、そのような努力が情報共有の向上につながることを期待した。
2011/8/8	秘密保全のための法制の在り方について(秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議報告)	特別秘密を保護する法制度を提言	防衛、外交、公共に関する秘密を保護する法制度を提起。秘密漏えいなどに対する刑罰法規、秘密を取り扱う人物に対する調査・評価する制度等を提言している。